

野焼きは法律で禁止されています！

基準に従わない野外での廃棄物の焼却には厳しい罰則が適用されています。野外焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。

違反すると・・・
重大な罰則があります

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する。(法第25条より)

廃棄物については、宗教上必要な焼却や農林水産業を営むために必要な場合などの一部の例外を除き、厳しい基準に従った焼却のみが許されます。

詳しくはお問い合わせください。

※野焼きとは、適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを言います。野焼きには地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶やブロック囲い等、法律で定められた構造基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭でのごみの焼却行為はほとんど野焼きに該当し、法律に違反するものと考えられます。



▲ お問い合わせ先は・・・ ▲

遠軽町民生部住民生活課環境生活担当

電話 (0158) 42-4812